

# ななかま

NAKAMA CITY Public Relations

## 広報

### ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンの接種費用を全額助成

ヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンは、接種後の死亡例の報告があり、厚生労働省が接種を見合わせていました。

その後、安全性上の懸念はないと判断され、4月1日から接種が再開されました。そこで、中間市でも4月1日から接種費用の全額助成を始めました。

※この予防接種は、予防接種法に基づかない任意の予防接種です。接種を希望する場合は、その効果・副作用を十分ご理解ください。

●助成期間 4月1日～平成24年3月31日

※平成24年4月以降の実施は未定です。

●助成の対象 接種時に中間市に住民票がある生後2か月～5歳未満の乳幼児

※5歳の誕生日の前々日までとなります。

●接種場所 下表をご覧ください

●接種回数 年齢により接種回数、接種が望ましい期間などが異なります。詳しくはお問い合わせください

●持ってくるもの 母子健康手帳

※予診票は医療機関にあります。

■接種医療機関(要予約)

医療機関名	住所	電話番号
石松内科医院	中間一丁目6-12	☎(245)2030
木村小児科医院	鍋山町16-3	☎(245)0212
久原内科医院	蓮花寺一丁目1-8	☎(246)2850
富岡医院	中鶴一丁目22-1	☎(245)0318
山下医院	東中間三丁目1-1	☎(245)0707
葉医院	垣生179-6	☎(243)2255

※福岡県予防接種広域化医療接種機関でも接種できます。詳しくはお問い合わせください。

●問合せ先 保健センター☎(246)1611

### 中間市第4次総合計画の後期基本計画と実施計画を策定

平成18年度に策定された中間市第4次総合計画の前期基本計画が、平成22年度で最終年度となりました。

基本構想の理念および都市づくりの目標の実現をめざし、平成23年度から5年間の計画を示した「中間市第4次総合計画の後期基本計画」を策定しました。

また、この後期基本計画に位置づけられた施策の具体的な実施方法などを定める「中間市第4次総合計画の実施計画(平成23～25年度)」を併せて策定しました。

この実施計画は、3年間に

実施する主要な事業の年次計画や事業費(投資的経費)などを明らかにしたものです。

この「後期基本計画」「実施計画」は総合まちづくり課、情報公開コーナー、中間市ホームページで閲覧できます。

○中間市ホームページ

<http://www.city.nakama.fukuoka.jp/>

●問合せ先

総合まちづくり課  
☎(246)6234

### ソフトボール大会に参加しませんか

第48回中間市年齢別ソフトボール大会に参加するチームを募集します。

●期日 5月22日(日)、5月29日(日)

※予備日は6月5日(日)です。

●会場 中間南中学校・中間小学校

●参加資格 同一町内に居住するメンバーで編成されたチーム

●チーム編成 中学生～20歳代(2人)、30歳代(3人)、40歳以上(4人)で編成

※女性はどの年代でも出場可能です。メンバーが9人に満たない自治会に限り、同小学校区内の自治会から選手を補充して出場できます。

●代表者会議 5月17日(日)・午後6時30分から中間市中公民館で実施します

●申込方法 代表者会議当日までに、各自治会長を通じて、参加申込書を体育文化

センターに提出してください  
●問合せ先 体育文化センター  
☎(246)2801

### 世界赤十字デー清掃活動に参加しませんか

中間市婦人会赤十字奉仕団では、市内の各団体とともに「世界赤十字デー」に清掃活動を行います。

みなさんの参加をお待ちしています。

●日時 5月8日(日)・午前10時～

●場所 JR中間駅前集合～もやい通り～本町交差点～県道中間・引野線を通り、蓮花寺交差点～JR中間駅

●問合せ先 こどもと福祉の課  
☎(246)6270

## 「ゴールデンウィーク」の 歯科休日急患診療

歯科休日急患診療の当番医をお知らせします。

受診する人は、事前に該当の医院に電話でお問い合わせください。

5月3日 （日）	もり歯科医院 ☎(201)8181 水巻町吉田東二丁目1-3
5月4日 （日）	にのみや歯科医院 ☎(282)1800 岡垣町吉木1935-1
5月5日 （日）	高島歯科医院 ☎(223)1515 芦屋町高浜町9-5

※診療時間は、いずれも午前10時～午後5時。

## 子ども手当は 引き続き支給されます

子ども手当は、4月から9月までの6か月間、これまでと同様に支給されることとなりました。

●支給月額 子ども1人につき、月額13,000円

●支給対象となる子ども 0歳から中学校卒業まで

※15歳になった後の最初の3月31日までとなります。

### ●支給月

○6月(平成23年2月分～5月分)

○10月(平成23年6月分～9月分)

●申請手続が必要な人

○出生などで、初めて養育す

る子どもができた人  
○現在受給している人で、出生などで養育する子どもが増えた人

○現在受給している人で、ほかの市町村から転入してきた人  
※すでに受給している人で、支給対象となる子どもの数に変更がない人は手続きの必要はありません。

※平成23年6月の現況届の提出は不要です。ただし、10月に届出や申請などが必要となる場合があります。その際は、改めてお知らせします。

●問合せ 子どもと福祉の課  
☎(246)6248

## 中途視覚障害者への 歩行訓練などを実施

●対象者 市内在住の視覚障害者

●訓練内容 歩行訓練士などが自宅を訪問し、歩行訓練(手引き歩行、白杖歩行)や

コミュニケーション訓練(点字・パソコン)などを実施

●訓練期間 週1回で3か月～6か月程度

●募集人数 2人(申し込み多数の場合は、面接などにより緊急度の高い人を優先します)

●訓練料 無料

●申込・問合せ 介護保険課  
☎(246)6282

## 親子エアロビクスに 参加しませんか

●日時 5月19日(日)・午前10時30分～11時30分

●場所 なかまハーモニ1ホール

●参加対象 1歳6か月～4歳の子どもの保護者

●参加料 無料

●持ってくるもの お茶、運動のできる服(ジーンズ・ボタンのある服は不可)、運動のできる靴

※参加希望者は当日、直接会場までお越しください。当日、くるとる広場は午前中閉館し、正午から開館します。

●問合せ 子育て支援センター1  
☎(245)5557

## EM講習会の開催日が 変更となりました

広報なかま3月10日号のみんなの広場でお知らせした、EM講習会の開催日程の一部が次のとおり変更となります。お間違えのないようご注意ください。

●変更箇所 5月14日(日)開催を5月21日(日)に変更

※時間や場所の変更はありません。

●問合せ EM普及会松田宅  
☎(244)2958

# 国民年金

市民課年金係 ☎(246)6240

## 平成22年度国民年金保険料の 免除申請を受け付けています

低所得、失業中、学生などの理由で、国民年金保険料を納めることが困難な人は、「免除」「納付猶予」「学生納付特例」申請を行い、審査で認定されれば免除を受けることができます。

●承認期間  
○一般免除：平成22年7月～平成23年6月

○学生納付特例：平成22年4月～平成23年3月

●受付期間  
○一般免除：平成23年7月末日まで

○学生納付特例：平成23年4月末日まで

○平成23年度の学生納付特例は4月1日から受け付けています。

障害年金加算改善法が  
施行されます

これまでの障害年金を受け  
る権利が発生したときに、受

給権者によって生計を維持して  
いる子どもがいる場合で、障害  
等級が1級または2級に該当  
する人に加算していました。

平成23年4月に「国民年金  
法等の一部を改正する法律」  
が施行されたことにより、加  
算の範囲が拡大されました。

■平成23年3月までは  
受給権発生時に生計を維持  
する子どもがいる場合に限り、  
受給権発生時から加算の対象。  
※受給権発生時の生計維持関  
係を確認していました。

■平成23年4月からは  
平成23年4月1日より前の  
時点で、受給権発生後に生  
計を維持する子どもがいる  
場合、法施行時(平成23年  
4月1日)から加算の対象

○平成23年4月1日以降、受  
給権発生後に生計を維持す  
る子どもを有することにな  
った場合は、その事実が発  
生した時点から加算の対象  
※出生などの事実が発生した日  
の生計維持関係を確認します。

●問合せ 八幡年金事務所  
☎(631)7962

## 救援物資提供の受付を 一旦停止しています

東日本大震災の被災者のみならず、みなさんの救援物資は、情報を一元化するために宗像遠賀保健福祉環境事務所などで受け付けていました。

今回、被災県から福岡県に「多くのみなさんの支援により、必要な物資を確保できる見通しとなった」と連絡があり、これを受け福岡県では、4月10日(日)の午後5時15分をもって、救援物資の受付を一旦停止しています。

すでに救援物資提供の申し出をしていただいているみな

## 5月の祝日に伴うごみの振替日

ビン・カンの収集が5月3日の第1火曜日になっている地区は、5月31日(日)に振り替えます。もえるごみは収集します。ビン・カンの収集が5月4日の第1水曜日になっている地区は、4月30日(土)に振り替えます。もえるごみは収集しません。プラスチック製容器包装の収集が5月5日の第1木曜日になっている地区は、5月30日(日)に振り替えます。もえるごみは収集しません。



5月の祝日	もえるごみ	ビン・カン	プラスチック製容器包装
5月3日(日) 憲法記念日	収集します	5月31日(日)に振替	
5月4日(月) みどりの日	x	4月30日(土)に振替	
5月5日(火) こどもの日	x		5月30日(日)に振替

●問合せ先 環境保全課 ☎(245)5300

さんには、福岡県が今後の被災者の状況を確認したうえで、ご連絡を差し上げます。

本市では今後とも義援金などによる被災者支援を行ってまいりますので、引き続きご協力をお願いします。

●問合せ先 総務課  
☎(246)6232

## 身体障害者などを対象に 軽自動車税を減免

軽自動車を障害者本人が使用したり、障害者の通院などに家族が使用したりする場合、軽自動車税が減免される場合があります。

●申請場所 課税課

●申請に必要なもの 身体障害者手帳(戦病者手帳)または療育手帳、印鑑、運転する人の免許証、車検証のコピー、申請書

※申請書は課税課にあります。※障害のある箇所や等級により、減免の対象にならない場合があります。また、使用する軽自動車の買い替えや所有者を変更したときは新たに申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

●申請期限 5月24日(日)

●申請・問合せ先 課税課  
☎(246)6238

## 土地・家屋価格などの 縦覧帳簿をお見せします

固定資産税の納税者が、本人の固定資産税の価格が適正であるかどうかを確認するために、土地または家屋価格等縦覧帳簿で、ほかの土地や家屋の価格と比較できます。

●期 限 5月31日(日)

※土曜・日曜日、祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分。

●場 所 課税課

●対象者 納税者、納税代理人、代理人(委任状が必要)

●持ってくるもの 印鑑、納税通知書または本人であることを証明できるもの

●問合せ先 課税課  
☎(246)6274

# 国民健康保険

No.216

National Health Insurance

健康増進課国保医療係 ☎(246)6246

## 国保の届け出は 14日以内に...

国保に加入・脱退するときなどの届け出は、必ず14日以内に済ませてください。

ただし、後期高齢者医療制度の加入に伴って国保を脱退するときの届け出は必要ありません。

## ■届け出が遅れると...

- 加入のとき  
届け出が遅れると、所定の日までさかのぼって保険税を支払わなければならないばかりか、保険証がないため、その間の医療費は全額自己負担となります
- やめるとき  
国保の資格がなくなった後、誤って国保で医療を受けてしまうと、国保で負担した医療費を後で返していただくこととなります

	こんなときに	必要なもの
国保に加入するとき	○職場の健康保険をやめたとき	印鑑、資格喪失証明書
	○他市区町村から転入してきたとき	印鑑、転出証明書
	○子どもが生まれたとき	印鑑、保険証
	○生活保護を受けなくなったとき	印鑑、保護廃止決定通知書
国保をやめるとき	○職場の健康保険に入るとき	印鑑、国保と職場の健康保険証
	○他市区町村へ転出するとき	印鑑、保険証
	○生活保護を受けるようになったとき	印鑑、保険証、保護開始決定通知書
	○死亡したとき	印鑑、保険証、喪主の銀行口座
そのほかのとき	○市区町村内で住所が変わったとき	印鑑、保険証
	○世帯がわかれたり、一緒になったりしたとき	印鑑、保険証
	○世帯主が変わったとき	印鑑、保険証
	○保険証の内容を訂正するとき	印鑑、保険証
	○修学のため他の市区町村に転出するとき	印鑑、保険証、在学証明書
	○保険証を紛失したとき	印鑑、身分を証明するもの
	○退職者医療制度に入るとき	印鑑、保険証、年金証書
	○旅行や入院、出張で別に保険証が必要なとき	印鑑、保険証、遠方の住所

※乳幼児・ひとり親等・障害などの医療証が高齢受給者証の交付を受けている人は届け出の際にお持ちください。

# 5月の行事予定

**5月の納税**  
 ●軽自動車税(全期)  
 ●固定資産税(1期)

**人のうごき** 3月の住民基本台帳から

■人口 44,987人(-90)  
 男 20,948人(-34)  
 女 24,039人(-56)

■世帯数 20,029世帯(+13) ( )内は前月比

■出生 22人 ■死亡 48人  
 ■転入 203人 ■転出 267人

交通事故発生状況 (平成23年1~12月)		火災発生件数 (平成23年1~12月)	
2月	累計	3月	累計
件数 30件	51件	件数 1件	3件
死者 0人	0人	建物 1件	3件
負傷者 43人	74人	林野 0件	0件
		車両 0件	0件
		その他 0件	0件

- 公共施設問合先●
- 中央公民館 ☎(246)2321
  - 消防署 ☎(245)0901
  - 市立病院 ☎(245)0981
  - 地域交流センター ☎(245)4665
  - 東部出張所 ☎(246)1110
  - 西部出張所 ☎(244)1112
  - 市民図書館 ☎(245)4664
  - 歴史民俗資料館 ☎(245)4665
  - なかまハーモニーホール ☎(245)8000
  - 生涯学習センター ☎(246)4316
  - 体育文化センター ☎(246)2800
  - 人権センター ☎(245)3511
  - 働く婦人の家 ☎(246)0483
  - ハピネスなかま ☎(245)8686
  - 社会福祉協議会 ☎(244)1230
  - 保健センター ☎(246)1611
  - 親子ひろばリンク ☎(244)0742
  - パルハウスぼちぼち ☎(243)3387
  - 子育て支援センター ☎(245)5557

日	曜	行事予定
1	日	
2	月	
3	火	
4	水	
5	木	
6	金	
7	土	○行政相談 ハピネスなかま (15:00~17:00)
8	日	<b>環境美化の日</b> ○世界赤十字デー清掃活動 JR中間駅 (10:00~)
9	月	○わんぱく広場 保健センター (受付9:30~10:00)
10	火	○すくすくあかちゃん広場・離乳食教室 保健センター (受付9:30~10:00) ○母親学級 保健センター (10:00~11:30) ○平成23年6月保育所入所受付締切 こどもと福祉の課 (締切17:15)
11	水	○福岡県巡回交通事故相談 ハピネスなかま (10:00~16:00) ○自治会長会 中央公民館 (13:30~) ○特設人権相談所開設 人権センター (13:30~15:30)
12	木	
13	金	○「子育て女性再就職支援」出張面接相談 人権センター (10:00~16:00) ○1歳6か月児健診 保健センター (受付13:15~13:45)
14	土	○精神障害者家族会井戸端会議 ハピネスなかま (13:00~16:00)
15	日	○中間市ソフトテニス大会 ジョイパルなかま (9:00~) ○身体障害者福祉相談 ハピネスなかま (10:00~12:00)
16	月	
17	火	
18	水	○4か月児健診 保健センター (受付13:15~13:45)
19	木	○親子エアロビクス なかまハーモニーホール (10:30~11:30) ○2歳児歯科健診 保健センター (受付13:15~13:45)
20	金	○知的障害者(児)福祉相談 ハピネスなかま (10:00~12:00) ○行政相談 ハピネスなかま (15:00~17:00)
21	土	○おはなし会 市民図書館 (11:00~) ○「アーティストーク」vol.1小松亮太(バンドネオン) なかまハーモニーホール (15:00開演)
22	日	○年齢別ソフトボール大会(1日目) 中間南中学校・中間小学校 (9:00~) ○中間市ソフトテニス大会(予備日) ジョイパルなかま (9:00~)
23	月	
24	火	
25	水	○7か月児健診 保健センター (受付13:15~13:45)
26	木	○雑誌リサイクル(27日まで) 市民図書館 (9:30~18:00) ○3歳児健診 保健センター (受付13:15~13:45)
27	金	
28	土	
29	日	○年齢別ソフトボール大会(2日目) 中間南中学校・中間小学校 (9:00~)
30	月	○市税の夜間納付窓口の開設(31日まで) 収納課 (17:15~19:00) ○植村花菜 Acoustic Live Tour2011 なかまハーモニーホール (19:00開演)
31	火	

※ 行事予定は変更されることがありますので、ご注意ください。

# 有料広告募集

中間市内 全戸配布

◆契約料金  
 1契約につき  
 一口30,000円×3ヵ月=  
**90,000円**  
 ※1契約は最低3ヵ月からとなります。

■問合せ先 中間市役所 総務課広報広聴係  
 〒809-8501 福岡県中間市中間一丁目1-1  
 ☎ 093(246)6271・FAX 093(245)5598  
 mail: koho@city.nakama.fukuoka.jp

6ヵ月以上のご契約の場合、契約料金の割引があります